

平成30年度 「環境マネジメントマニュアル」に関する追加事項

「環境マネジメントマニュアル」  
簡易(スリム)版の利用について

国際環境教育研究センター  
2018年度用

# 簡易(スリム)版 作成の経緯

- 平成30年1月の駒田学長の年頭の挨拶で、「一歩先」、「スリム化」、「おしゃれ」の3つのキーワードが発せられました。
- この中の「スリム化」は、「事務手続き業務の簡素化・合理化、会議・委員会の削減、時間の短縮をはじめとする“スリム化”」です。
- このキーワードを受けて、各部局構成員の「事務手続き業務の簡素化・合理化」になるようにと、マニュアルの簡易(スリム)版を作成しました。
- なお、これまで同様「環境マネジメントマニュアル」を基本として、日々の業務に関わる部分のみを抽出した簡易版になります。
- 「環境マネジメントマニュアル」と使い分けをして活用ください。

# マニュアルの相違点

## 環境マネジメントマニュアル

※ すべての構成員が使用する内容を記載しています。(記録は別様式(MU-R))

## 簡易(スリム)版

※ 部局の構成員が、日常の記録(管理)として使用できます。

- 37ページ
- 全学対象
- 記入欄なし

- 8ページ
  - 部局に対応
  - 部局記入欄
- 環境目標  
環境側面  
関連法規制  
教育研修の記録  
内部監査の記録

三重大学上浜キャンパス  
環境マネジメントマニュアル

管理番号： MU-M

版 数： 第15版

制定日： 2007年2月21日

改訂日： 2018年4月1日

三重大学

承認者	作成者
総務環境責任者	総務環境責任者

三重大学上浜キャンパス

部局・簡易(スリム)版  
環境マネジメントマニュアル

※ 基本は、「環境マネジメントマニュアル」を活用してください。

※ 本「部局・簡易(スリム)版」は、構成員(教職員/環境ISO学生委員会)の役割に特化してまとめています。

※ 部局の記録として記載する箇所があります。必要に応じて活用ください。

【P4(環境側面、環境関連法、環境目標)、P5(教育研修)、P7(内部監査)】

管理番号： MU-M  
版 数： 第15版 を元に作成

改訂日： 2018/4/1

以下、簡易(スリム)版に追加した  
「部局記入欄」について解説します。

- ①環境目標
- ②環境側面
- ③関連法規制
- ④教育研修の記録
- ⑤内部監査の記録



# 簡易(スリム)版「部局記入欄」

## ②環境側面

### 記入例・薬品使用の実験あり

#### ◎環境関連法規制 ※ 自部局の「順守が必要な環境関連の法律」にチェックして活用

法規制名	該当項目/活動
<input checked="" type="checkbox"/> 【大気保全】 ・大気汚染防止法	ボイラー/焼却設備の有無
<input type="checkbox"/> 【水質保全】 ・下水道法 ・浄化槽法	排水処理の有無 排水処理の有無
<input checked="" type="checkbox"/> 促進に関する法律(PRTR法)	化学物質の使用
<input checked="" type="checkbox"/> ・毒物及び劇物取締法	薬品の使用/実験廃液の排出
<input checked="" type="checkbox"/> ・放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	放射線同位元素等の使用
<input checked="" type="checkbox"/> ・労働安全衛生法	化学物質の使用/SDS管理
<input checked="" type="checkbox"/> 【廃棄物・循環型社会】 ・廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	廃棄物/実験用廃液の排出
<input type="checkbox"/> ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	物品の購入
<input type="checkbox"/> 建設工事に関する資材の資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	建設工事(修繕等)

● 自部局の「環境目標」、「環境側面」と「関連法規制」

◎ 環境側面 ※ 自部局の「深い環境側面(特に本事業の中で環境に影響を与える活動)」にチェックして活用

環境側面(深部のコア)の要素	環境研究の推進及び普及	化学物質の購入、使用及び管理	放射線同位元素等の使用
環境影響評価(環境アセスメント)の実施	環境影響評価の実施	SDS(安全データシート)の作成	放射線同位元素等の使用
環境影響評価(環境アセスメント)の実施	環境影響評価の実施	SDS(安全データシート)の作成	放射線同位元素等の使用
環境影響評価(環境アセスメント)の実施	環境影響評価の実施	SDS(安全データシート)の作成	放射線同位元素等の使用
環境影響評価(環境アセスメント)の実施	環境影響評価の実施	SDS(安全データシート)の作成	放射線同位元素等の使用

※、自部局用(環境側面)

◎ 環境関連法規制 ※ 自部局の「順守が必要な環境関連の法律」にチェックして活用

法規制名	該当項目/活動
<input checked="" type="checkbox"/> 【大気保全】 ・大気汚染防止法	ボイラー/焼却設備の有無
<input checked="" type="checkbox"/> 【水質保全】 ・下水道法 ・浄化槽法	排水処理の有無 排水処理の有無
<input checked="" type="checkbox"/> 促進に関する法律(PRTR法)	化学物質の使用
<input checked="" type="checkbox"/> ・毒物及び劇物取締法	薬品の使用/実験廃液の排出
<input checked="" type="checkbox"/> ・放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	放射線同位元素等の使用
<input checked="" type="checkbox"/> ・労働安全衛生法	化学物質の使用/SDS管理
<input checked="" type="checkbox"/> 【廃棄物・循環型社会】 ・廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	廃棄物/実験用廃液の排出
<input type="checkbox"/> ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	物品の購入
<input type="checkbox"/> 建設工事に関する資材の資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	建設工事(修繕等)

※、自部局用(環境関連法規制)

◎ 環境目標 ※ 自部局の「環境目標」にチェックして活用

環境目標(深部のコア)の要素	環境研究の推進及び普及	化学物質の購入、使用及び管理	放射線同位元素等の使用
環境影響評価(環境アセスメント)の実施	環境影響評価の実施	SDS(安全データシート)の作成	放射線同位元素等の使用
環境影響評価(環境アセスメント)の実施	環境影響評価の実施	SDS(安全データシート)の作成	放射線同位元素等の使用
環境影響評価(環境アセスメント)の実施	環境影響評価の実施	SDS(安全データシート)の作成	放射線同位元素等の使用
環境影響評価(環境アセスメント)の実施	環境影響評価の実施	SDS(安全データシート)の作成	放射線同位元素等の使用

※、自部局用(環境目標)

### ポイント

- ※ 各部局・ユニットの業務内容を踏まえて、環境に関連する法規制を  チェック する。
- ※ チェックする際には、12月に実施・記入した「環境影響調査票 MU-R-6.1.2-1(各部局用)」を参考にする。

# 簡易(スリム)版「部局記入欄」

## ③ 関連法規制

### 記入例

#### ◎環境目標 ※ 自部局の「環境目標」にチェックして活用

環境教育(授業カリキュラム)の実施	環境研究の推進及び実施	社会貢献活動の実施
ノーマイカー・エコ通勤	化学物質の適正使用及び管理	✓ フロン類(エアコン)の点検
✓ 照明の省エネ活動	✓ 空調の省エネ活動	グリーン購入
リサイクルシステムの活用	✓ 古紙回収	ペーパーレス化
その他の活動	具体的に:	

● 自部局の「環境目標」、「環境側面」と「関連法規制」

◎ 環境側面 ※ 自部局の「深い環境側面(特に本事業の中で環境に影響を与える活動)」にチェックして活用

環境教育(授業カリキュラム)の実施	環境研究の推進及び実施	社会貢献活動の実施
化学物質の購入、使用及び管理	化学物質の管理	リサイクル(SDS含む)回収等:学生
リサイクル(エコ通勤)	SDS(安全データシート)	フロン類(エアコン)の点検
ペーパーレス化(各種等の電子化)	SDS削減(印刷の省エネ活動)	CO2排出削減(照明の省エネ活動)
CO2削減(照明の省エネ活動)	CO2削減削減(ノーマイカー)	フロン類(エアコン)の点検
その他の活動	具体的に:	

※ (目録参照:環境側面)

◎ 環境関連法規制 ※ 自部局の「属中が必要な環境関連の法律」にチェックして活用

法律名称	該当項目(活動)
【大気汚染】	
大気汚染防止法	市イライラ検知設備の有無
大気汚染防止法	排水処理の有無
大気汚染防止法	排水処理の有無
大気汚染防止法	排水処理の有無
【水質汚濁】	
水質汚濁防止法	汚濁防止設備(工場内)
【化学物質】	
化学物質の管理	インシデントの化学物質管理
SDS(安全データシート)	SDS削減(印刷の省エネ活動)
CO2削減(照明の省エネ活動)	CO2削減削減(ノーマイカー)
フロン類(エアコン)の点検	フロン類(エアコン)の点検
【廃棄物】	
廃棄物の削減	廃棄物の削減(冷蔵)
リサイクル(エコ通勤)	リサイクル(エコ通勤)
ペーパーレス化(各種等の電子化)	ペーパーレス化
CO2削減(照明の省エネ活動)	CO2削減削減(ノーマイカー)
フロン類(エアコン)の点検	フロン類(エアコン)の点検
【その他】	
その他	

※ (目録参照:環境関連法規制)

◎ 環境目標 ※ 自部局の「環境目標」にチェックして活用

環境教育(授業カリキュラム)の実施	環境研究の推進及び実施	社会貢献活動の実施
ノーマイカー・エコ通勤	化学物質の適正使用及び管理	フロン類(エアコン)の点検
照明の省エネ活動	空調の省エネ活動	グリーン購入
リサイクルシステムの活用	古紙回収	ペーパーレス化
その他の活動	具体的に:	

41 / 45 ページ

### ポイント

- ※ 各部局・ユニットの業務内容を踏まえて、環境目標に ✓ チェック する。
- ※ チェックする際には、各部局の「EMS年間実施計画書(MU-R-6.2.2-1)」を参考にする。



# 簡易(スリム)版「部局記入欄」

## ④教育研修の記録

### 記入例

◎教育研修 ※ 自部局の「教育研修」の実施して活動記録を記載して活用

研修名・研修内容	対象者・出席者	研修実施責任者	実施日
新任研修・(環境活動項目) 省エネ・分別・環境目標	新しく着任した職員 ●●さん、▲▲さん、...	課長、 ユニット環境担当者	4月**日
エネルギー研修会・(夏の省エネ活動)	職員 ◆◆さん、■■さん、...	国際環境教育 研究センター	7月**日
(外部機関) 地球温暖化セミナー ・温暖化対策	職員 ★★さん	県環境生活部	10月**日

6.2.1 環境目標  
環境目標は、環境方針並びに取組みの計画策定(6.1.4)に整合させ、可能な限り測定可能で、全学及び各部局並びに階層において設定する。

6.2.2 環境目標を達成するための取組みの計画策定  
2.1実施計画の策定のプロセス  
①環境責任者は承認された実施計画(1) (MJ-R-6.2-1)及び目標値に基づき各部局のEMS年間実施計画書(MJ-R-6.2-2)を作成する。  
②環境目標を達成する取組活動の実施については、国際環境教育研究センターの各部門長及び各部局の環境責任者が作成する。

7.2 力量  
7.2.0 教育研修、周知の程度  
(1)三重大学が環境マネジメントを実施するに当たり、必要な教育研修の内容は以下の通りである。  
①基本研修  
主に次の内容を教育するために、全教職員に対して、ユニット単位で実施する。  
・環境方針・関係文書(の)にEMSの要求事項【ISO 14001:2015(ISO 14001:2015)】に適合することの重要性  
・新しい環境側面と顕在/潜在的な新しい環境影響の自覚と積極的自覚・実施計画等を実現・実施する。およびその作業等でのやりとりに関する環境活動の目的・目的の明確化と目標  
・EMSの運用、環境保全活動の実施における各教職員の役割及び責任の自覚  
・ユニット環境担当者に対する研修は、国際環境教育研究センターが行う。  
②専門研修  
新しい環境側面に対して研修研修が必要なもの、及び環境内部監査員養成研修。  
ただし、環境教育・環境研究・地域連携に関する力量に關してはシニア等によるため、除外する。  
③本学関係者への周知  
主に次の内容の理解を促すために、本学関係者に指示する文書  
・EMSの知識への伝達  
・本学の特定する新しい環境側面の自覚(理解)

8.0 教育研修実施計画に含める研修等一覧  
表7.2 教育研修実施計画に含める研修等一覧

研修名	対象者	実施実施責任者	時期
基本研修	全教職員及び環境ISO学生委員会 新採用教職員	国際環境教育研究センター 環境責任者	年1回、その他必要に応じて 採用時すみやかに
専門的研修	技能研修の必要な教職員	国際環境教育研究センター	年度(法律等で決まりがあるものは、その決まりに従う)
新たに環境内部監査員となる構成員	環境内部監査員	環境内部監査員養成研修開催時	
環境内部監査の実施予定者	環境内部監査員研修	環境内部監査員養成研修	
関係者への周知	在学生 本学関係者	国際環境教育研究センター 委託・契約の執行部署	システム導入時、年1回 実施時及びシステム導入時 年1回

表7.2.2 力量の明細化

研修	力量	必要程度
環境教育研究実施計画	ISO教育を挙げたもので三重大学教職員	三重大学のISO教育
内部監査員	環境内部監査員研修終了者で環境内部監査員責任者	環境内部監査員養成研修
環境教育	環境教育を挙げた研修	三重大学のISO教育
国際環境教育実施計画	国際環境教育研究センターが実施した研修	国際環境教育研究センターのISO教育

◎教育研修 ※ 自部局の「教育研修」の実施して活動記録を記載して活用

研修名・研修内容	対象者・出席者	研修実施責任者	実施日

7.3 認識  
7.3.0 認識  
施設環境責任者は、力量(7.2)の2.0 教育研修を通して、次の内容を各構成員に認識させる。  
環境方針  
・自分の業務に關する新しい環境側面と顕在及び潜在的な新しい環境影響の自覚  
・環境目標とEMS年間計画等の環境パフォーマンスを実現することによる向上によって得られる便益と、作業改善のメリットと関係しない向上の環境活動の目的  
・遵守義務を満たさないことを含む、EMSの要求事項に適合しないことの意味と各構成員の役割及び責任の自覚

42 / 45 ページ

### ポイント

※ 各部局・ユニットで実施した、教職員(構成員)対象の環境教育の実施に関して記入をする。  
また、構成員が参加した全学および学外の環境教育があれば記入をする。



# 簡易(スリム)版「部局記入欄」

## ⑤ 内部監査の記録

### 記入例

#### ◎内部監査の実施 ※ 自部局の「内部監査」の活動記録を記載して活用

内部監査受審ユニット	実施日	指摘の有無	指摘の内容	指摘に対する処置	処置日
●●●ユニット (講座)	7 / **	有・無	空調(エアコン)の設定 温度が共有されていない	夏期は室温が19度と なるようにエアコンを 運用する掲示をした	8 / **
▲▲▲ユニット (講座)	7 / **	有・無	—	—	/

8.2 緊急事態への準備及び対応  
2.2 緊急事態の予防・緩和  
2.4 緊急事態対応手順のテスト  
2.5 緊急事態対応

①全教職員は、緊急事態が発生した場合、緊急事態対応手順書に従い処置を行う。(7.2参照)  
②(時期・実施可能な緊急事態対応手順については、防災訓練にてテストを実施する。テスト結果は、緊急事態の訓練記録(MU-R-8-2-1)に記録し、保管する。  
③発生した緊急事態及び事故については、その状況の把握に判断し、緊急事態対応手順をもとに処置する。  
また、発生した緊急事態及び事故が発生後、速滞無く環境責任者並びに総務課責任者に報告及び報告して、必要な報告を行う。  
④報告及び連絡や相談を受けた環境責任者並びに総務課責任者は、緊急事態対応者に対して指示を行う。  
国際環境教育研究センターは、総務課責任者の指示があった場合、これらの支援を行う。

9.1 監視、測定、分析及び評価  
9.1.1 概要  
2.0 監視及び測定項目のプロセス  
3.2 監視及び測定結果の評価プロセス

①国際環境教育研究センターは、運用管理一覧(MU-R-8-1-1)に関連する運用及び活動として、次に掲げる事項を参考に、監視及び測定が必要と認められる項目及び実施時期または頻度について決定する。特に定めぬ限り、  
・EMS年報計画及び各種目標の進捗状況  
・維持管理に必要な監視測定  
・その他必要と認められるもの  
②監視及び測定の結果の内、EMS年報計画及び各種目標の進捗状況については、国際環境教育研究センター運営会議及び国際環境教育研究センター委員会にて、結果についての評価及び分析を行う。評価には、進捗状況の有効性並びにEMSの有効性についても着める。

9.1.2 順守評価  
2.0 順守評価のプロセス

①本学が遵守する法律・条約等については、順守評価(6.1.3)により、運用となったものとする。  
②適用となった法律・条約等の管理範囲は、その法律・条約等に従い適用する。  
③国際環境教育研究センターは、その順守状況を環境関連法規制適用条件一覧[A]及び環境関連法規制内容一覧[B]に基づき、順守チェック表(MU-R-8-1.3-1)に基づき、定期的に順守状況を監視する。

9.2 内部監査  
9.2.1 内部監査プログラム  
2.2 監査員の指名  
3.0 監査の種類

①監査を実施する際に、各部署の環境責任者は、内部監査員名簿(MU-R-7-2-1)に登録されている者の中から監査員2名、地域イノベーション学術研究所及び監査チーム(1名)を選出し、環境内部監査責任者は監査員を選任する。  
内部監査は、次のように定期的な監査と随時的な監査とに区分する。  
②定期的な内部監査  
EMS年報計画書(MU-R-8-1.4-1)に従い、全学を対象に年1回以上実施する。  
EMS年報計画書(MU-R-8-1.4-1)参照  
③随時的な内部監査  
④次の事項が発生した場合、環境内部監査責任者は内部監査の必要性を判断する。  
・大規模な修繕作業が行われた場合  
・大規模な施設・設備の出入・改修が行われた場合  
・不適合が多発している場合  
⑤環境内部監査責任者は、随時的な内部監査を行う場合、最高環境責任者による報告を報告し、了承を得た後、内部監査を実施する。  
また総務課責任者にもその旨を連絡すること。  
⑥内部監査チームは、内部監査を実施するに当たり初回会議を行い、内部監査実施計画書(MU-R-9-2-1)に基づき、被監査部署へ内部監査の目的・範囲・内部監査チームの紹介・スケジュール等の確認を行う。  
⑦内部監査の実施にあたり、被監査部署の現状・現状・現状について実態の確認をすることで、監査の有効性の検証(ヒアリング)を確保する。  
⑧不適合の判定については、内部監査から得た証拠をもとに「データ」が行うものとし、その判定基準については不適合の判定基準に準じて行う。但し、不適合に該当するかの最終決定は、環境内部監査責任者が行う。  
⑨環境内部監査責任者は、監査リーダーから提出された内部監査結果報告書(MU-R-9-2-2-2)を、被監査部署に内容の確認を依頼し、承認を得る。  
報告内容について意見の相違が生じている場合は、監査リーダーは被監査部署と協議をして、必要な場合は報告書を確認して環境内部監査責任者に返却する。

◎内部監査の実施 ※ 自部局の内部監査の活動記録を記載して活用

内部監査受審ユニット	実施日	指摘の有無	指摘の内容	指摘に対する処置	処置日
/	有・無				/
/	有・無				/

44 / 45 ページ

### ポイント

※ 各部局・ユニットが直近で実施された環境内部監査の結果を踏まえて記載をする。

以下、  
簡易（スリム）版